

納骨安置室使用規則

1. 契約期間は、納骨室・預り柵とも、納骨月または予約月より2年間(三回忌迄)とし、その使用に際して年間管理料を申し受けます。
但し、契約期間満了後に引き続きご使用を希望される場合には更新手続きと、更新料及び年間管理料のお支払により継続使用することができます。

更新料 納骨室・・・更新時における使用権料の50%
預り柵・・・更新時における年間管理料と同額

2. 次の場合には、御遺骨は納骨安置室より合同慰霊塔に移され、合祀扱いとなり使用権は消失します。

(1) 通常年(更新にあたらぬ年)の年間管理料のお支払が請求後6ヶ月以内になされなかった場合。

(2) 更新年で、請求後1ヶ月以内に更新のお申し出がなかった場合。(更新意志がないものとみなします。)また、更新のお申し出があった場合も、請求後6ヶ月以内に更新料及び年間管理料のお支払がなされなかった場合には同様に扱います。

3. 原則として、契約期間満了前に、合祀、区画の移動、遺骨の持帰りがなされた場合、お支払済の使用権料、年間管理料、更新料は返却されないものとします。

- ◎ 契約期間満了時には、当方より連絡致します。
- ◎ 合祀処理にあたっては、事前に通知致しますが、転居等で連絡不通の場合は規則通りに取り扱いますのでご了承下さい。但し、事前に何らかのご連絡があった場合はその限りではありません。
- ◎ 合祀の際、写真・供物等は処分させていただきます。
- ◎ 納骨安置室の供物は、年2回(6月と12月)一掃させていただきます。

- ※ 本規則が実状に合わなくなった場合、その必要に応じて変更される事があります。
- ※ 住所・電話番号等に変更があった場合は、必ずご連絡下さい。